

令和5年度錦福祉会事業活動計画

【社会福祉法人錦福祉会】

社会福祉法人「錦福祉会」は、昭和63年5月13日に法人を設立し、翌平成元年5月1日に特別養護老人ホーム「錦苑」を開苑、平成12年3月31日には介護老人保健施設「あさぎりの郷」を開設いたしました。そして平成25年12月1日には、介護老人福祉施設「ヴィータ」が開設し、順調に推移しています。

さて、新型コロナウイルス(COVID-19)は日本国内で初めて感染が確認されてから3年以上が経過し、山口県内においても累計で30万人を超える感染者が確認されており、感染による死亡者数も700人を超える状況となっています。高齢者へのワクチン接種が進み当初より重症化リスクは低くなってきたものの、高齢者施設では殆どの入所者が基礎疾患を抱えておりウィルスの侵入は非常に脅威であることには変わりはなく、職員全員が日常生活において出来る限り感染しないように注意喚起しながら日々の業務に取り組んでいます。

このような状況において、人々のコロナへの対応策も防衛や自粛といった閉塞的な対応から共存しながら感染防止に努め、経済活動も今までよりも力強く進めていく方向に舵が切られ今後は明るい方向へ進んでいく兆しもありますが、近年の物価高騰や電気料金の更なる値上げは、法人の運営における影響度合いが非常に高く今後とも厳しい経営環境が継続していくことが想定されます。このような環境変化に対し、地域の特性に応じたサービス提供を常に優先し、より柔軟な人材確保の推進や事業内容の再構築を進めていくことが必要となっています。

1 安定した人材の確保と効率的な運営を推進します

適正な職員を安定的に確保していくために、法人内で情報を共有し意欲のある人については定年後の雇用継続、若年層の職員には子育て支援など、安心して働ける環境整備と働きがいのある職場づくりを実施します。また新規雇用についても外国人労働者の育成支援など今まで以上に柔軟な発想で取り組んでいきます。

2 事業内容の精査と再構築を実施します

地域のサービス利用対象者の現状を分析するとともに、現在法人の提供するサービス事業が地域の現状と乖離していないか精査し、限られた人員で本当に地域に必要とされるサービスに集中できるよう事業内容を再構築し法人資産の重点的配分を検討していきます。

3 自立支援・介護予防推進のため、地域情報の共有化を図ります

地域包括支援センターを中心に、地域の課題などの情報収集と問題の共有化を図り、課題の解決に向けた取り組みを行います。そして、自立支援・介護予防を主とした地域の福祉ニーズに応じた取り組みを展開していきます。

4 計画的な施設整備を行います

老朽化が進展している施設や設備について、計画的な整備を実施します。

【令和5年度錦福祉会事業計画】

《錦苑拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
＜特別養護老人ホーム錦苑＞	1.ICT・介護ロボットを活用した 介護サービスの展開 2.サービスの質の向上及びリスク管理 の徹底	① 介護現場のICT化を進め、データを蓄積し、エビデンスに基づく 個別ケアを推進していく。 ② 介護ロボットを活用し、職員の心身両面での負担軽減を図る。 ① 職員のICT技術への理解を深め、習熟度を上げる。 ② 感染症や災害、介護事故、虐待防止、ハラスメント対策などへの 対応力を強化するため、各委員会を中心に必要に応じマニ ユアルの見直し、計画的な研修、訓練を実施する。 ③ 感染状況等を精査しながら制限の緩和に努め、「家族や地域と の繋がりの中で安心を得たい」という利用者の思いにも寄り添 えるよう工夫を重ねる。
＜錦苑デイサービスセンター＞	1.感染症対策の徹底 2.こころのケアの実践 3.職員の質の向上	① コロナ禍にあっても安心して利用につながるよう感染対策を 徹底し、ご希望に沿ったサービス提供が叶うよう丁寧にご利用 を促す。 ① 身体的及び精神的な状態を勘案して、一人ひとり明確な計画 を策定し、その有する能力に応じた自立支援が営まれるよう 援助する。 ② ご利用者の意向や趣味を考慮しつつ、生活に張り合いを見い 出すためアクティビティの取組みを積極的に行う。 ① 重介護度利用者の援助技術を習得し、安全で安定したサー ビスを提供できるよう努める。
＜錦苑ヘルパーステーション＞	1.自立支援に向けての取組み 2.サービスの質の向上	① 残存機能を低下させたり、主体性を損なわせたりすることがない よう出来ることをよく見極め、多職種とも連携をとりながら提供者 のサービス水準の統一を図る。 ① 報連相の徹底で情報共有を図り、職員全員が利用者ニーズに 応え、丁寧なサービス提供に努める。 ② 職員間のチームワークを重視し、研修等により技術や知識の レベルアップを図り、質の高いサービスの提供を行う。
＜錦福祉会居宅介護支援事業所＞	1.ケアマネジメントの質の向上と公正 中立性の確保 2.データ通信システム等の活用によ 情報共有などの効率的取組み 3.BCP業務継続計画の策定	① 担当件数増加傾向持続の中においても介護保険法に基づいた 公正、中立性を確保しながら、質の高いケアマネジメントの継続性 を維持する。 ② ケアプランデータ連携システムなど情報通信の効率的な活用 に向けた取組みに着手し、業務負担やコストの削減、効率化を 目指す。 ③ 令和6年度からの義務化を控え、災害時及び感染症に対応し た業務継続計画の策定等に取り組んでいく。

《ヴィータ拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取り組み)	活動計画(具体的な取り組み計画・スケジュール)
<p>＜介護老人福祉施設ヴィータ＞</p>	<p>1.感染症や災害への対応力強化</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症が五類移行に伴い、社会的に緩和へと進んでいく中で現行の感染症対策の見直しを図りつつ、施設内に感染を持ち込まない、又広げないようにBCPの再構築を行う。</p> <p>② 自然災害発生時は、避難ももちろんではあるが、ライフラインが断たれた場合にどう備えるかに対し、より具体的なBCPを作成する。</p>
	<p>2.口腔衛生管理体制の強化</p>	<p>① 協力歯科医院と連携し、口腔衛生管理体制を定着化する。</p> <p>② 必要な入居者には積極的に口腔衛生管理加算を算定していく。</p>
	<p>3.科学的介護推進のPDCAサイクルの定着</p>	<p>① LIFEのフィードバック情報を分析し、現行のケアに反映させPDCAサイクルを確立する。</p>
<p>＜配食サービス＞</p>	<p>1.安定したサービスの提供</p>	<p>① 配食先の食事担当者と連携し、問題が発生した場合も速やかに対処していく。</p> <p>② 厨房職員と情報共有し、誤配膳や事故につながらないように努める。</p>
	<p>2.安心・安全な食事の提供</p>	<p>① 給食委託業者の内部研修で衛生管理の徹底を図る。</p> <p>② 非常災害時や感染症に備え、定期的にマニュアルや備品の見直しを行う。</p>
<p>＜まりふ居宅介護支援事業所＞</p>	<p>1.資質の向上</p>	<p>1 ・介護支援専門員として、資質の向上に引き続き努め、日々の業務においても見直し、利用者、ご家族共に満足頂けるサービス提供に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web研修も含め各種研修に参加する。 ・主任介護支援専門員研修等
	<p>2.関係機関との連携強化</p>	<p>2 ・各種関係機関との連携を図り、幅広い分野、社会資源から利用者を支援できるようインフォーマルも含め協力体制を継続していく。(いつぱしネット等の活用)</p>
	<p>3.運営の安定化</p>	<p>3 ・安定した運営ができるよう担当件数の維持に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地指導に備え運営基準に沿ったサービスの提供の再確認

《あさぎりの郷拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取り組み)	活動計画(具体的な取り組み計画・スケジュール)
〈介護老人保健施設あさぎりの郷〉	1 在宅強化型維持への取り組み (分類形態は加算型維持)	<ul style="list-style-type: none"> 1 在宅復帰・在宅療養支援機能指標の安定維持ができる運営を行う 2 地域との連携を強化して、老人保健施設として望まれる姿を共有する 3 居宅介護支援事業所との連携を強化し、在宅支援を行う 4 介護重度者でも希望があれば受け入れを行う 5 充実したリハビリテーション機会が確保できる体制を整備していく
	2 感染症対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染防止のための標準予防策の遵守 2 感染症対策委員会の毎月の開催 3 発生状況・経路等の把握と対策の徹底 4 感染対策委員会による施設内ラウンドの実施 5 感染症対策を徹底した面会の実施
	3 リハビリテーションによる機能回復・維持	<ul style="list-style-type: none"> 1 在宅生活での課題抽出 入所前後・退所前訪問において、抽出された課題に対して指導改善、理学療法を実施する 2 在宅復帰支援・身体機能維持、改善 在宅復帰後の生活や入所生活で、可能な限り自立した生活が送れるよう目標を明確化して、身体機能や日常生活動作能力の維持向上を図る
〈通所リハビリテーション〉	1 自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 利用者の持っている能力を最大限に発揮できるような環境づくりを行う 2 在宅生活での課題を改善できるよう、担当ケアマネージャーと情報交換、共有を密に行い支援する 3 他の社会資源を活用した在宅生活を送れるよう支援する
	2 重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> 1 退院または退所された利用者に対して在宅生活が継続でき家族の負担軽減ができるように支援する
	3 感染症対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染防止のための標準予防策の徹底 2 感染防止委員会の毎月開催
	4 高齢者虐待防止への取組強化	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者虐待について見守り強化と早期(事前)発見等防止に努める 2 高齢者虐待対策委員会の毎月開催
〈訪問リハビリテーション〉	1 生活の場でのリハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 1 実際の生活場面でのリハビリとなるため、課題に対して在宅生活に合わせた身体機能や日常生活動作能力の維持向上を図り、自立を促していく 2 要支援の利用者については、短期集中リハビリを行い介護予防に努めていく
	2 在宅での環境設定・動作、介助方法の指導	<ul style="list-style-type: none"> 1 利用者や家族の意見をくみ取り、在宅生活の継続や介護負担が軽減できるよう指導や助言を行っていく
	3 感染症対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染防止のための標準予防策の徹底 2 感染防止委員会の毎月開催
	4 高齢者虐待防止への取組強化	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者虐待について見守り強化と早期(事前)発見等防止に努める 2 高齢者虐待対策委員会の毎月開催
〈生活支援ハウスやまなみ荘〉	1生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例及び同管理規則、同運営事業実施要綱に基づき業務を実施する	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢のため居宅において生活することに不安のある者に対し、住居を提供する 2 居住者に対する各種相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行う 3 居住者が介護サービスまたは保健福祉サービスを必要とする状態となった場合の利用手続きの援助等を行う 4 居住者と地域住民との交流を図るための事業及び交流のための場を提供する 5 その他必要な事業を計画し実施する

《包括支援センター拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
<p>〈岩国市岩国第五地域 包括支援センター〉</p>	<p>1.包括支援センターエリア拡大と移転について</p> <p>2.安心して自宅で過ごしてもらえる環境を確保していく</p>	<p>1 錦町、本郷町に加え美川町、美和町にもエリアが拡大し、また場所が錦保健センターに移転した利便性を最大限活用し、地域の人々の活用機会が増加することで地域貢献への役割を果たしていく</p> <p>1 介護予防・自立支援の推進と高齢者の社会参加、地域活動の促進に努める</p> <p>2 地域ケア会議を更に強化し、地域ネットワークの促進を図る</p> <p>3 地域資源を有効に活用し、他職種や他機関との連携を強化し連携や協働に努める</p>

《その他拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
<p>〈法人本部〉</p>	<p>1 職員が将来に向けて安心感を感じられるような法人の運営を目指す</p>	<p>① 職員が不安を感じることがないように、雇用の促進や制度の充実を図り、安心して働ける環境を整備する</p> <p>② 採用については、職員からの情報提供を重視し、常に職員への依頼をアピールするとともに、外国人労働者の受け入れ態勢の整備等柔軟性をもって対応する</p> <p>③ 意欲のある職員については、定年後も継続して働く機会の提供と、若年の職員については離職防止、子育て支援等の環境整備に努める</p>
<p>〈給食部門〉</p> <p>錦苑拠点</p>	<p>1.食事サービスの充実</p> <p>2.感染症対策の徹底</p> <p>3.コスト削減</p>	<p>① 利用者個人の身体状況、栄養状態を把握し、多職種と連携して栄養状態の維持・改善に努める。</p> <p>② 嗜好調査や利用者の声を食事に反映できるようランチセンターと連携し、おいしく食べていただける食事提供を目指す。</p> <p>③ 常に安心・安全な食事提供ができるよう、細心の注意を払いながら業務を行う。</p> <p>① 感染症対策を厨房全体が周知し、徹底するよう努める。</p> <p>① 光熱水費等の削減、器具等の適切な使用により破損などの防止に努める。</p>
<p>ヴィータ拠点</p>	<p>1.栄養状態の維持・向上</p> <p>2.給食サービスの向上</p>	<p>① 多職種と連携して入居者一人ひとりの状態を把握し、より詳細な栄養ケア計画を作成して入居者の栄養状態の維持・向上につながる栄養マネジメントを実施する。</p> <p>① 月一回の給食運営会議を開催して日々の入居者の意見や残食等を献立に反映し、質の向上に努める。</p>
<p>あさぎりの郷拠点</p>	<p>1.栄養管理</p> <p>2.感染症・緊急時の対応</p> <p>3.コスト削減</p>	<p>① 利用者の栄養状態の維持・改善を行う</p> <p>① どのような状況でも必ず食事の提供が継続できる体制を維持する</p> <p>② 定期的に災害用保存食の期限や個数の確認、及び容器の確認を行う</p> <p>① 公共料金削減のため、節電・節水を心掛ける</p> <p>② 安価な商品で代替対応できるものがないか調査検討する</p>

【介護職員の研修派遣計画および資格取得支援計画】

令和05年度

《研修派遣計画》

◎法人としての研修目的

- ① 組織の一員としての自覚を持ち、使命、目標達成に向けて主体的に取り組むことが出来る職員を育成
- ② 専門職としての知識・技術・社会性・倫理を備え「理念」を念頭に置いたサービスを提供できる職員の育成

拠点区分	研修会名	参加予定人数	対象者	開催予定月	
(錦苑拠点)	山口県訪問介護事業所連絡協議会研修会	1	訪問職員	5月	
	災害リスクマネジメント研修	2	相談員・居宅職員	6月	
	山口県老人福祉施設相互研修会	3	看護職員、介護職員	6月	
	社会福祉法人経営力向上セミナー	2	施設長、業務部長	7月	
	介護職員等による痰の吸引等の実施のための研修会	2	介護職員	6月～9月	
	山口県訪問介護事業所連絡協議会中央研修会	4	訪問職員	7月～8月	
	中国地区老人福祉施設研修大会	3	介護職員	9月	
	虐待防止研修	5	相談員、介護職員他	9月	
	認知症実践者研修(リーダー研修)	1	介護職員	7月～11月	
	岩国圏域感染症対策研修会	1	看護職員	10月	
	特定給食施設等研修	1	栄養士	11月	
	山口県身体拘束ゼロ推進員養成研修	1	介護職員	9月～11月	
	訪問介護等向け口腔ケア研修	1	訪問職員	1月	
	認知症ケア基礎研修	3	通所職員	7月	
	(ヴィータ拠点)	介護職員等による痰の吸引等の実施のための研修会	3	介護職員	随時
		認知症介護実践者研修	2	介護職員	5月
リスクマネジメント研修		1	介護職員	6月	
ユニットリーダー研修		1	介護職員	6月	
在宅医療・介護連携研修会		1	管理栄養士	7月	
高齢者の権利擁護と虐待への対応		1	介護職員	7月	
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)		1	介護職員	7、10、11月	
介護職のための急変時対応		1	介護職員	9月	
認知症実践者研修		1	介護職員	9、10、11月	
岩国圏域感染症対策研修会		1	看護職員	10月	
コ・メディカル研修		3	介護職員、相談員	11月	
ユニットケアフォローアップ研修		1	介護職員	12月	
身体拘束廃止と高齢者虐待防止		1	介護職員	12月	
介護現場のための現場リーダーに求められる統率力の向上		1	介護職員	12月	
高齢者の権利擁護 高齢者虐待の早期発見のためのケアマネの役割研修会		1	相談員	12月	

拠点区分	研修会名	参加予定人数	対象者	開催予定月
(あさぎりの郷拠点)	介護職員新任研修会	1	入職1年未満の職員	4月
	介護職員中堅研修	2	中堅職員	9月
	短期専門コース	2	中堅職員	6, 9月
	介護職員実地研修	2	中堅以上の職員	6月
	看護・介護部会研修	2	中堅以上の職員	6, 11月
	身体拘束ゼロ推進員養成講座	1	中堅以上の職員	8, 9, 11月
	褥瘡研修	2	中堅職員	11月
	痰吸引研修	2	中堅職員	7, 8, 9, 10月
	高齢者虐待	1	中堅職員	12月
	メンタルヘルス研修	2	中堅職員	12月
	認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	1	認知症介護実践研修修了者	8, 9, 10, 11月
	プロのターミナルケア	1~2	中堅以上の職員	4月
	認知症介護実践研修	1	未受講者	10, 11月
	介護職員基礎研修	2	新人~中堅の職員	9月
	新任職員フォローアップ研修	1	新任研修修了者	11月
	ケアの質を上げる研修会	2	中堅職員	1月

- ※ 研修参加当日については、出勤扱いとして勤務表を作成する
 研修日前日出発、研修日翌日帰着が必要な場合は、その研修予定日前後日も出勤扱いとして勤務表を作成する
 自主勉強会、個人的な研修参加希望については、上記範囲外とする

《資格取得支援計画》

- ※ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、管理栄養士（国家資格）認知症ケア専門士（民間資格）の受験者についてその受験料を法人負担とする（1資格：5回まで）
- ※ 資格取得のための通信過程の受講料を一部補助する（1通信過程：50,000円）
- ①介護福祉士取得 介護職員実務者研修通信過程
 - ②社会福祉士取得 社会福祉士養成通信過程
 - ③精神保健福祉士 精神保健福祉士養成通信過程

《資格取得者への報奨金》

- ※ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、管理栄養士（国家資格）の資格取得者に対し報奨金を授与する（1資格：30,000円）